


薬は、「医療用医薬品(処方薬)」、「要指導用医薬品」、「一般用医薬品」の大きく3つに分類されます。



さらに、一般用医薬品は第一類から第三類までの3種類に分けられます。医療用医薬品は、患者さんの症状や体質に合わせて医師が処方する薬です。



<p>医療用医薬品</p>	<p>医療用医薬品は、医師が患者さん一人ひとりの病気や症状、体質などに合わせて処方箋を出し、処方箋に基づいて薬剤師が調剤する薬です。 高い効き目が期待できる反面、医師や薬剤師の指導が必要な薬です。</p>	
<p>要指導医薬品</p>	<p>医療用医薬品から一般用医薬品になって間もないので、副作用のようなリスクが不確定なため、薬剤師の説明を聞かなければ買えません。 インターネットなどでの販売は禁止されています。</p>	
<p>一般用医薬品</p> 	<p>第一類医薬品</p>	<p>一般用医薬品として使用実績が少ないものや、副作用・飲み合わせなどで安全上、特に注意が必要です。薬剤師の説明を聞かないと買えません。</p>
	<p>第二类医薬品</p>	<p>副作用・飲み合わせなどで安全性上の注意がいくるものです。薬剤師または講習を受けた登録販売者が対応できます。 患者さんへの説明は「努力義務」となっています。</p>
	<p>第三類医薬品</p>	<p>副作用などで安全性上、多少の注意を必要とするものです。薬剤師または講習を受けた登録販売者が対応できます。 患者さんへの説明は特にいらないとされています。</p>

医療機関で処方される医療用医薬品には、

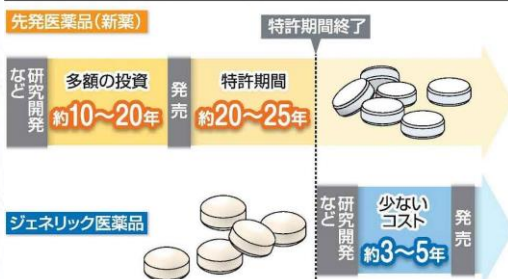
「**新薬**」と「**ジェネリック医薬品**」の2種類があります。

新薬は新たに開発され、世の中に最初に提供される医療用医薬品です。開発に長い期間と多額の費用がかかるため、開発したメーカーは特許を取得し、独占的に販売します。

先発医薬品(新薬)とジェネリック医薬品の違い



開発から発売までの期間



ジェネリック医薬品はその特許が切れた後に、同じ有効成分の種類・量、用法・用量、効能・効果が同じものを別の会社が開発販売を行うお薬です。効き目や安全性が新薬と同等であると確認するための厳しい試験をクリアしなければ、発売する事ができません。違いは、添加剤の使用(国の認証済みリストより)や味、大きさ、形状などです。

《ジェネリック医薬品は、新しい技術を取り入れることが可能です》

添加剤や製造方法を変えることで、薬の苦味や臭いをマスキングして飲みやすくしたり、安全性を良くして扱いやすくすることができます。

患者さんや医療関係者のみなさんの声を生かし、様々な工夫もしています。薬を小さくしたり形を変えたりして、飲みやすくなる工夫をしたり、医療過誤防止のために製品名を大きく表示し、医療関係者の皆さんが調剤しやすい工夫も行っています。